

公告

本県が売却する奈良工業高等学校跡地を購入し、戸建住宅地として整備する民間事業者を、公募型プロポーザル方式により募集しますので公告します。

令和8年6月5日

奈良県知事 山下 真

1. 事業の目的

2009年の閉校以降未利用地となっている奈良工業高等学校跡地について、本県と売買契約を締結し、「奈良工業高等学校跡地活用まちづくり協議会」における協議を経て定めた跡地活用方針のもと、戸建住宅地として整備する民間事業者を選定するものです。

2. 事業の名称

奈良工業高等学校跡地事業者選定事業

3. スケジュール

No.	内容	日程・期日等
1	募集要項の公表	令和8年 6月 5日(金)
2	現地見学会	令和8年 6月 26日(金)
3	質問の受付	令和8年 6月 5日(金)～7月 3日(金)
4	質問の回答	令和8年 7月 22日(水)【予定】
5	参加申込の受付	令和8年 7月 22日(水)～7月 31日(金)
6	参加資格審査結果の通知	令和8年 8月 17日(月)
7	企画提案書等の提出	令和8年 10月 21日(水)～10月 30日(金)
8	基礎審査結果の通知	令和8年 11月中旬
9	提案審査の実施（プレゼンテーション）	令和8年 11月下旬
10	提案審査結果の通知	令和8年 12月 1日(火)
11	仮契約	令和8年 12月中旬
12	本契約	令和9年 3月下旬
13	売買代金の納入	令和9年 4月以降
14	土地の引渡、所有権移転登記	令和9年 4月以降

※No. 8以降の項目は、日程が定まり次第お知らせします。

4. 計画地の概要

- (1) 所在地：奈良市秋篠町 1277-1 ほか 14 筆
- (2) 敷地面積：学校用地 63,244 m²（公簿面積）、63,251.31 m²（実測面積）
- (3) 所有者：奈良県

5. 売却条件

- (1) 契約形態：県有財産売買契約
- (2) 売買価格：1,170,000,000 円を最低価格とし、応募者の提案によるものとします。
- (3) 契約保証金：あり
- (4) 計画地引渡時期：県有財産売買契約の締結以降に事業者が計画地の売買代金を県に納付し、かつ、汚染土除去工事の完了を確認したとき（令和9年3月頃を予定）
- (5) 計画地引渡条件：汚染土除去工事後の現状引渡し

6. 参加資格

応募者は、本事業の応募者として、次に掲げる①～⑩の要件を満たすことを要件とします。なお、応募者は、単独応募者又は複数で提案する法人・組合（共同応募者）とし、個人での応募は認めません。

共同応募者については、①の要件は構成員のうち1者が満たしていればよいものとしますが、その他の要件は全ての構成員が満たすものとします。

- ① 過去10年の間（平成28年6月5日から令和8年6月4日）において、住宅開発に係る業務実績を有する者であること。
- ② 国内法によって設立された内国法人であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- ④ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）期間中でない者であること。
- ⑤ 経営不振の状態（会社の特別清算を開始したとき、破産の申立てがされたとき、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったとき。）でないこと。
- ⑥ 国税並びに本店・支店・営業所等を有する都道府県税について、未納又は滞納がないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号から第5号に該当する者）のほか、次に掲げるア～カまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 役員等が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると認められる法人
※役員等とは、「法人にあっては役員（非常勤であるものを含む。）及び支配人並びに支店又は営業所の代表者」をいう。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人
 - ウ 役員等が、その属する法人その他の目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる法人
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供与し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる法人
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる法人

- ⑧ 代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- ⑨ 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者でないこと。
- ⑩ 次に掲げる本プロポーザルに関する検討業務委託の受託者又は当該受託者と資本面において関連（受託者の発行済み株式総数の 100 分の 25 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 25 を超える出資をしていること、若しくは組合員となっていることをいう。）しておらず、かつ、人事面で関連（代表者又は役員が受託者の代表者又は役員を兼ねていることをいう。）していないこと。
 - ・株式会社千代田コンサルタント（東京都千代田区神田須田町 2-6 ランディック神田ビル）
- ⑪ その他県が契約の相手方として不相当と判断する者でないこと。

7. 審査方法

「奈良工業高等学校跡地事業者選定事業 募集要項」の審査基準に基づき、奈良工業高等学校跡地事業者選定委員会が審査を行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定します。

その後、当該審査の結果に基づき、県において優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

8. その他

- (1) 募集の詳細は、「奈良工業高等学校跡地事業者選定事業 募集要項」によります。
- (2) 募集に関する情報提供は、原則として奈良県ホームページで提供します。

9. 事務局

奈良県総務部知事公室 県土・施設企画課 企画係

- ・住所：〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
- ・電話：0742-27-8809（直通）
- ・ホームページ：<https://www.pref.nara.lg.jp/n004/p145008.html>